

農業委員候補者 および 農地利用最適化推進委員候補者の公募について

令和5年7月19日をもって農業委員および農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という)の任期が満了することに伴い、次期の農業委員候補者および推進委員候補者を公募します。

1. 委員の定数について

農業委員(19人)	推進委員(26人)	
※地区指定なし	第1地区(高田・養老)	5人
	第2地区(広幡・上多度)	5人
	第3地区(池辺)	4人
	第4地区(笠郷)	4人
	第5地区(小畑・多芸・日吉・室原)	8人

2. 主な職務について

農業委員は委員会に出席し農地の権利移動などに係る審議を行うことのほか、農地などの利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)に向けた活動を行います。また、推進委員は担当区域において農地などの利用の最適化に向けた現場活動を行います。

3. 推薦・応募資格について

推薦・応募には、次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 町内に住所を有する人。ただし、町長が認める場合はこの限りではありません。
- (2) 町の職員でない人。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有しない人。

ただし、次のいずれかに該当する人は、推薦を受けることまたは応募することができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人。

4. 推薦・応募について

令和5年1月10日(火)～令和5年2月6日(月) (必着)

5. 任期について

令和5年7月20日から3年間
(推進委員は農業委員会が委嘱した日から3年間)

6. 推薦・応募方法について

所定の様式(推薦書または申込書)に必要な事項を記入し、令和5年2月6日(月)までに提出してください。
(メール・FAX不可。郵送の場合は必着のこと)様式は、農業委員会事務局窓口や町ホームページにて取得できます。
※推薦または応募していただいた後、関係法令などに基づき審査を行い、候補者を決定します。
※推薦書などに記載された事項は、法律などの規定により住所を除き、すべて公表されることとなりますのでご承知ください。

問 町農業委員会事務局(産業観光課内) ☎32-1108

農業・農村に今こそ女性の力を!

岐阜県では93人の女性の農業委員・女性の農地利用最適化推進委員が活躍しています。
地域の農地を守り、持続可能な農業・農村を創るためには、女性の力も必要です。
町内にて活躍されています農業従事者で、興味がある人はぜひご連絡ください。



問 町農業委員会事務局(産業観光課内) ☎32-1108